

意見概要		市の検討結果
基本構想に関するもの		
1	市の今を運営する構想・計画が既に存在し、その改訂・更新を行うのか、それとも適切なものがなく新規に構築するのか、ねらいが理解できない。	この計画は、第2次基本構想・基本計画です。平成16年3月に策定した第1次基本構想の理念や施策を踏まえつつ、今後10年の西東京市の目指すべき将来像を描き、まちづくりをさらに一歩前へ進めるために策定するものです。
2	基本理念がどのようなエビデンスから生まれたのか、市民はわかりません。基本理念を導き出したプロセスをわかりやすく表現してほしい。「それぞれの施策」が「何がもて」策定されたものかをビジュアルに具体的な表現必要である。	基本理念は、結果的には第1次基本構想と同じものとなりましたが、P5の「わたしたちの望み」の本文において、東日本大震災の教訓から「やさしさやふれあい」との言葉、「まちを愛し、まちを楽しむ」ことから一歩を踏み出すことで「みんなでまちをつくる」とこととなり、まちの魅力となる。といった一連の考えを踏まえ、改めて導き出されたものです。
3	まちづくりの課題と理想のまち(将来像)がどのようにかわっているのかが分からない。	ご指摘を踏まえ、「まちづくりの課題」と「理想のまち」との関わりについては、分かり易くなるよう説明を追記し、修正を行いました。
4	「まちづくりの課題」について、いきなり課題を述べるのではなく、まず現状を分析し、周辺市や全国の類似した市、或いは、諸外国などを参考にして、良い点、悪い点などを考察し、解決すべき問題点を抽出してから、課題を出さなければならぬのではないか。	理想のまち(将来像)の実現には、目指す理想と現実との差を「まちづくりの課題」として認識し、明確にする必要があるため「まちづくりの課題」を整理しています。施策ごとの現状と課題については、基本計画各論に記載しております。
5	まず、西東京市を客観的かつ正確に分析したものを示してほしい。また、その分析の項目は、具体的にそして極力数値で表すことが必要ではないか。私達市民は全国的(或いは世界的)に視て、どんな市に住んでいるのかを、認識する必要があると思います。	西東京市生活環境指標では近隣都市比較指標を掲載し、行政評価(事務事業評価)では多摩26市のサービス水準との比較を行っております。ご意見のとおり、具体的な数値を示すことで施策を評価できると考えていますので、最終的に計画書として作成する際に、施策ごとに成果指標を掲載する予定です。
6	基本構想は、「基本理念」と「将来像」を踏まえ、「まちづくりの課題」を解決するため、6つのまちづくりの方向と13の分野と36の施策が体系的に示されているが、36の施策がどのようにまちづくりの課題の解決に寄与しているのか、少なくとも解決と施策の対応関係が示されていると計画の構造が理解しやすいと思う。	基本理念をかなえるために掲げる将来像を実現する上で、現状から見たギャップ(差の部分)を「まちづくりの課題」として7つ挙げられています。そして「まちづくりの課題」を解決するために「6つのまちづくりの方向」と「13の分野」を示しており、個別の施策と課題は重層的な関係であるため、ご意見にあるとおり構造的に示すことは難しいと考えます。なお、各個別の施策には、現状と課題として、まちづくりの課題を踏まえた内容を記述しております。
7	「地域コミュニティの再構築」について、なぜ必要なのか説明してほしい。「地域コミュニティの再構築」は問題点を解決するための手段でなのではないかと思う。	「地域コミュニティの再構築」は、その記述の中で、「地域が抱える課題は多様化してきており、行政だけではこれらの課題の解決につなげることは難しく、地域の力が発揮できる地域コミュニティの再構築が求められている」「地域の助けあい・支えあいなど、地域の連携や協力の重要性が再認識された」など、地域コミュニティの再構築が必要な理由を記載しております。なお、自治会・町内会の弱体化は問題であるため、その組織の強化、再構築が課題となっておりますので、意識啓発等を進めることとしております。
8	市の現状に対して市民がどのような意見、希望、課題をかかえているかを明確にしたうえで、市政の目指す方向を導き出す必要があると考える。そのためには、市の抱える課題や市民の要望等の分類化(セグメント化)が必要である。	市民意見の市政への反映については、平成24年に実施した市民意識調査をはじめとして、パブリックコメントやワークショップなどの市民参加を実施する中で行っております。それらに基づいてまちづくりの課題として記述し、まちづくりの方向に沿って体系化しました。また、パブリックコメント以外でいただいたご意見等については、各課で適宜対応しております。このほか「市長への手紙」を通じてご意見等もいただいております。全体を通して分類化をしております。
9	自助・共助・公助ではなく公助・自助・共助なのではないか。市の基本構想・基本計画だからこそ、市政がしっかりと、市民の命や暮らしを守るという政策を打ち出し、その上で、市民は日々、安心と発展・向上にむけ、自主的に自助・共助に繋がっていくもので、あくまでも市政のしっかりとした土台がなくてはならない。	基本構想・基本計画は、市が実施する事業のみをとりあげるのではなく、西東京市全体としての方向性を示すものとして策定します。そのため、基本理念も「わたしたちの望み」とし、市民と一体になってまちづくりを進めることを念頭に置き、地域コミュニティの重要性についての記載をしております。
10	まちづくりの課題にある、西武線連続立体化の希望的観測は削除すべきではないか。調布保谷線整備を推進したことにより、この事業から西東京市は取り残され、危険な踏切が残される地域となったことを直視すべきである。	鉄道連続立体交差化は、引き続き重要な課題と認識しております。具体的には都の策定した踏切対策基本方針に基づいて実施されるものでありますが、近隣市と構成する多摩北部都市広域行政協働協議会でも事業化に向けた取組を連携して推進することとしておりますので、記述の変更は考えておりません。

意見概要	市の検討結果
<p>11 P13、「みんなでつくるまちづくり」の最終行の「また、今まで以上に地域の視点を重視しつつ持続可能で自立的な自治体経営を進めます。」を、「また、今まで以上に市の政策形成過程における市民参加の仕組みの充実と強化を図りつつ……」に改める。市民参加条例にあるように、みんながつくるなら市民がもっと政策形成過程に参加できることが重要だと思う。</p>	<p>今回実施した市民参加の取組の中で、“まちはみんなでつくる”という趣旨の意見が多くあり、「みんなでつくるまちづくり」については、市民意見を反映したものです。 また、パートナーシップをイメージする協働によるまちづくりに関する施策のほか、自治会などの活動によるまちづくりも包含するなど、より多くの市民が相互に連携し、まちづくりに主体的に関与することをイメージした、より多くの方に分かり易い言葉として「協働で拓くまちづくり」から変更しました。市民との協働や市民参加の重要性については、これまでの計画と同様に「み1 みんなが輝き活躍するまちを実現するために」で記述しております。</p>
<p>12 第1次計画の「協働で拓くまちづくり」が、今計画案では「みんなでつくるまちづくり」に変わっているが、協働とは同じまちづくりという目的の為対等な立場で共に働くことです。市民も行政も共に力を出しまちを切り拓くという表現のほうが前向きで能動的です。行政にあれも、これもやっというと、「お任せ」から脱却する意味からも、「協働で拓くまちづくり」のほうがよいと思います。</p>	
<p>13 協働が「まちづくりの方向」の欄からなくなったが、協働は、今後の西東京市の進むべき総論だと市民は考えるため、「市民との協働」を「まちづくりの方向」の欄で提示していただきたい。</p>	
<p>14 P13、「創造性の育つまちづくり」の最後2行「また、だれもが生涯にわたり学び、文化芸術に触れ、スポーツ・レクリエーションに親しむことのできるまちづくりを進めます」に「市民一人ひとりが自分たちのまちをよりよくしていくためのアイデアを出したり、実行していけるまちづくりを目指します」を追加してほしい。生涯学習で単に教養をつけたり、スポーツを楽しむだけでなく、創造性を発揮して、まちを良くしていく「市民力アップ」を目指すことも大切だと思います。</p>	<p>ご指摘の内容につきましては、理想のまちの1つとして掲げている「ひと・もの・ことが育ち活かされるまち」において、みんながまちを楽しむ「こと」に参加して、まちづくりや自分たちの住んでいる地域のことに興味をもち、今ある「もの」を活かしつつ新しい「もの」を創出し、そこに暮らし活動する「ひと」を育みつなげるしくみが大切ですとの視点で記述しております。</p>
<p>15 「(み2)一人ひとりが尊重される社会を構築するために」の説明文に「一人ひとりとはかけがえのない存在であり、人種、国籍、性別、年齢、信条、社会的身分などによって“差別”されることなく、平等に扱われなくてはなりません」とあります。この「差別」が、具体的に何を指しているか分かりません。全ての差別がいけなくなれば平和も人権も守れないのです。その世界は、差別なく弱いものが強いものに食われる平等な無法地帯になるのです。…つまり、なくさねばならないのは「差別」ではなく「不当な差別」なのです。</p>	<p>法律は合理的な判断に基づいて、一定の制限や制約をしているものであり、「差別」は「法律」そのものではなく、「すべての差別をなくす」ことは「全ての法律をなくす」と同義ではないと考えます。今回の計画で述べております、「差別」という言葉は、ご意見のとおり「不当な差別」のことであり、一般的にも「差別」と記載して誤解されるものではないと考えております。また、人権が尊重されることが大切であると考えております。</p>
<p>16 「みんなでつくるまちづくり」に「一人ひとりとはかけがえのない存在であり(中略)差別されることなく、平等に扱われなくてはなりません。」とありますが、これは当然、憲法と法律の範囲内においてということだと思いますが、『差別されることなく』とは、とても誤解を受けやすい表現で相応しくありません。正しくは『不当に差別されることなく』とすべきだと思います。</p>	
<p>17 「みんなでつくるまちづくり」にある「年齢で差別しない」とは、小中学生や幼児にも参政権を与え、その結果責任を子供にも負わせようというのでしょうか？ あまりにも非常識だと思います、大反対です。それとも、責任を負わなくて良い立場のままで、責任を負わなくてはいけいない有権者と同等の権利を与えるのでしょうか？ これもバカげた話です。そのような人が、自治体の公を考えたまちづくりをするのでしょうか。権利だけが責任がなければ、己の利益だけを考えた無茶苦茶な政治をするでしょう。権利には常に責任と義務がセットとなっています。「責任を負えない人、負わなくて良い人」と「責任を負う義務のある人」はきちんと法律によって分けて扱うことが正しい政治の行ない方です。「責任を負う義務がある人」とは参政権を有する者以外にありません。</p>	
<p>18 「みんなでつくるまちづくり」に「差別されることなく」とありますが、ここは「“不当に”差別されることなく」と表現すべきです。「差別＝全て悪い」と勘違いしてる人が多過ぎです。法治国家なら法律で正当に差別(分類)し制限し、処罰することで、初めて正しく人権は尊重され守られるのです。</p>	
<p>19 「みんなでつくるまちづくり」に「差別されることなく」とありますが、誤解のないように「法律を遵守する限りにおいて、不当に差別されることなく」と表記すべきです。</p>	

意見概要	市の検討結果
<p>20 日本では「人種、性別、信条、社会的身分」によって、法律で差別されることはありません。しかし、これと「国籍と年齢」を一緒にするのは大きな間違いです。「国籍による差別」については、国民(日本人)と外国人は、憲法と法律によって正当にその権利を分類(差別)され、日本の安全を保っています。もし(み2)の「国籍の差別」が、国民(日本人)と外国人との差別を指し、外国人と国民の法的分類(差別)や権利の差をなくし平等にすることを目指しているのであれば、日本国家の崩壊に繋がる、国民主権を無視したとんでもない間違いです。</p>	<p>市内に住所を有する外国人は、日本人と同様に行政サービスを等しく受ける権利を有しています。また、市内に住む外国人と良好な関係を築き、お互いを理解し合うことは住民自治の観点からも必要なことと考えております。また、「国籍によって差別されることなく」は、基本的人権の尊重に基づいています。</p>
<p>21 「(み2)一人ひとりが尊重される社会を構築するために」の説明文で、国際化の進展に伴い市内に暮らす外国人が地域でより快適な生活が送れるよう、生活支援や行政サービスの充実に努め、多文化共生社会の形成を目指します～について、日本の自治体が、外国人が快適に暮らせるように、市民の税金に外国人のためだけの予算を付けてサービスするのは間違いです。有権者である日本人には何の利益もありません。</p>	
<p>22 「(み2)一人ひとりが尊重される社会を構築するために」に、国際化の進展に伴い市内に暮らす外国人が地域でより快適な生活が送れるよう、生活支援や行政サービスの充実に努め～とありますが、大反対です。「日本人の生活を外国人の快適な生活のために犠牲にしましょう」ということですか。外国人は彼らの意思で日本に来ているのです。なぜ日本の自治体の予算を、外国人の「快適な生活」のために使わなくてはいけないのか理解出来ません。日本の自治体なら、国民のための政治をして下さい。</p>	
<p>23 24 「みんなで作るまちづくり」に「国籍によって差別されることなく」とありますが、これは「憲法の“国民主権”を無視する」という意味ですか。西東京市は日本からの独立を考えているのでしょうか。日本国民や有権者の人権無視が基だしいと思う。【2件】</p>	
<p>25 「創造性の育つまちづくり」においては、市民ワークショップにおいて、優秀な人材の確保・育成・定着によるソフト面の充実が課題として挙げられたにもかかわらず、具体的な取り組みについての記載がない。担当職員の非正規化が進んでいるが、同じ賃、同じ意識レベル、同じスキル、継続性等を確保しようと思えば、正規職員が当たる場合よりもむしろコストがかかる。必要な人材を確保できないリスクもある。こうした点が考慮されていない。真に市民のメリットになる職員の雇用のあり方を再検討する必要がある。</p>	<p>人材の確保や育成に関しては、「創造性の育つまちづくり」だけではなく、全ての事業を実施する際の共通の課題と捉え、「み3-2-2 地方分権時代に対応した政策立案機能の向上と市職員の育成を進めます」の中で記述しており、今後も職員の育成に取り組んでまいります。</p>
<p>26 創造性の育つ…または地域で安心して暮らす…の項に、子供の安全・安心が守られる社会の実現など、健やかに育つ環境条件を入れてほしい。</p>	<p>子どもの安全・安心が守られる社会の実現に関しては、「創1-1-1 子どもが健やかに育つ環境に取り組みます」の中で、子どもの人権侵害の防止や相談体制の充実、「創1-3-4 学校・家庭・連携を支援します」の中で、登下校時の見守り活動や交通事故防止のための安全対策などについて記述載しております。</p>
<p>27 魅力あるまちは人と人、人と地域がつながるだけではできないように思います。産業、子育て環境等の発展が必要。また、自立した市民の後押しおよび支援が必要に思う。</p>	<p>いただいたご意見のとおりであると考えており、産業や子育てなどさまざまな施策が展開されることで全体として魅力あるまちになると考えております。</p>
<p>28 「み1」の分野と施策名の関係に違和感を感じます。市民主体のまちづくり…というのはこの場合、施策が市民の視点を持って推進されることではないか。また、市民自身が進めることがすべて輝いて活躍する場となるのか。</p>	<p>市民主体のまちづくりとは、市民自身の主体的なまちづくりに関する活動を意味しています。まちづくりには、市で行うものや団体等が行うものもありますが、自分たちの住むまちを良くしようと活動することは、市民が輝き活躍することになると考えております。</p>
<p>基本計画(総論)に関するもの</p>	
<p>29 理念を頂点とした基本理念—基本構想—基本計画—実施計画のピラミッド型の体系と解釈するが、基本構想—基本計画が確定しないと実施計画は策定できないと思う。</p>	<p>基本計画総論にも記述しておりますが、総合計画の体系は、基本構想—基本計画—実施計画のピラミッド型です。実施計画は、基本計画の具体的な事業計画として、毎年度3か年を期間として財政の裏付けを持って作成するもので、総合計画初年度の実施計画は、基本計画の策定と並行して策定作業を行います。</p>

意見概要	市の検討結果
30 基本構想－基本計画は早々にまとめ、毎年、その進捗度、達成度をチェックし、未達であれば改善、ブラッシュアップ(改訂版作成)を繰り返す。変動の激しいこの世だから、長期にわたって不動の構想－計画はあり得ない。	基本構想、基本計画では具体的な事業を記述せず、市のめざす大きな目標を掲げ、10年間の計画としております。なお、基本計画は後期5年間の開始にあたって、社会経済情勢の変化や基本計画事業の実施状況、行政評価の結果、新たな市民ニーズなども踏まえて見直しを行うこととしております。また、実施計画では、毎年度進捗状況を確認し、財政の裏付けを持って策定します。
31 人口推計は減少に転じることが前提になっているが、子育て支援や産業振興などの施策の影響は考慮しているのか。何もしなければ減ってしまうが、施策によって〇〇人まで人口増を目指すといった前向きな計画作りも可能なのではないか。	人口推計では、出生・死亡、転出・転入、外国人比率、宅地開発の影響を踏まえて推計していますので、施策の影響というものを含んでおりません。本計画では、西東京市が住みよいまち、子育てしやすい環境づくりを進めることで、若い世代も含めて人口増加も予想され、まちの活気にも繋がると予想されますが、具体的な目標人口を掲げるといった視点での計画とはしていません。
32 市税の主な納税者でもある若い世代をいかに増やしていくかという施策が計画全体に欠けている。若年層を積極的に増やしていくことは重大な課題であり、基本構想・基本計画に明確に記載すべきと考える。	
33 P.34「災害時における地域コミュニティの重要性」とあるが、「地域コミュニティ」がどのようなものを指すのか明らかにしてほしい。また、震災時に実際にその「地域コミュニティ」は機能したのかといった観点について、検証・検討した結果、今回の計画となっているのか説明が不足している。	地域コミュニティは、自治会・町内会のほか、消防団や防災市民組織、防犯協会や防犯活動団体、商店街やマンション管理組合、民生委員や児童委員、青少年育成会やPTA、高齢者クラブなどの地域組織や団体を指しています。地域コミュニティ基本方針にもありますが、地域組織や各種団体などが震災時に有効的に機能し、多くの人々を助けているという実態を踏まえその必要性から本計画にも取り込んでおります。
34 P.35「市民共有の貴重な資産である公共施設」の有効活用について言及されているが、「職員」についても真に価値ある市民の共有資産との認識が必要である。また、市民は市職員がまちづくりの先頭に立つことは求めておらず、まちづくりに関わる市民を支援する市職員を求めている。この二つは全く異なり、計画全体として市職員に対する市民ニーズが誤解されている。	協働によるまちづくりにおいては、職員と市民が同じ視点でまちづくりを進めることが重要であり、まちづくりに関わる市民を支援できる体制も必要と考えています。ご指摘のとおり、職員が市民を率いるような誤解が生じることのないよう、課題解決に向けた視点のタイトル、内容の見直しを行いました。
35 「公共施設の適正配置と施設マネジメントの推進」について、市庁舎一元化や、児童館の統廃合案が出ているが、市民の利便性を損なわないような配慮してほしい。	公共施設の適正配置については、公共施設の適正配置等に関する基本計画に基づき、個別課題の具体的な検討を進めていく中で、利便性等にも配慮してまいります。
36 「公共施設の適正配置と施設マネジメントの推進」に際し、施設を新設するにあたっては、民間の力も活用し、有料であっても市民に有用な施設を併設するなどの工夫を希望する。	
基本計画(各論)に関するもの「みんなでつくるまちづくり」	
37 協働のまちづくりはみんなで創るまちづくりではありませんが、(み1)の分野の施策ではないように思う。	まちづくりに参画する市民や団体、そして行政がお互いに理解を深め長所を活かしながら力を出し合うことを「み1-2 協働のまちづくりの推進」の目標としており、みんなが輝き活躍するまちの実現のためには「協働」は重要な要素と考えていますので「み1」の分野に入れております。
38 「み1-1 市民主体のまちづくりの推進」について、既存の自治会や町内会の活用だけでなく、近隣他市の取り組みも参考にして、SNSの活用や集まれる場所を通じた推進を希望します。	市民主体のまちづくりの推進のためには、地域コミュニティやボランティアとの連携とともに地域コミュニティの担い手の発掘・育成が必要であり、世代を超えた交流が重要と考えております。このことについては、他自治体の事例なども参考に今後、検討してまいります。
39 「み1-1 自治会・町内会を通しての情報伝達」とあるが、市民アンケートによると市民の重要度は低くなっている。このギャップを埋める事をかなりやっていると、現実離れた計画になってしまうと思う。人と人とのつながりが、街の安心感に結びつくと思う。	平成24年度に実施した市民意識調査において町内会などの自治組織の活動については改善度・重要度ともに低い結果となっておりますが、現在、西東京市では地域コミュニティの活性化を目指し、様々な情報を盛り込んだ「自治会・町内会ガイドブック」などを作成して積極的な支援を展開し、人と人とのつながりの強化を進めております。ご指摘いただいた意識啓発の観点も踏まえ取り組んでまいります。
40 「み1-1-1」地域コミュニティを強化する為に、地元で日中不在世帯をどの様に取り込んでいくのか具体的な施策が必要だと思う。	地域コミュニティへの加入促進を進める中で、ソーシャルネットワークワーキングサービス(SNS)を活用した情報提供、情報発信を積極的に行うなど、日中不在世帯への対応について今後検討してまいります。

意見概要	市の検討結果
41 「み1-2-1 まちづくりの先頭に立つ市職員の育成に努めます」は大変良いことと思います。合併のせいかこの10年間、職員は内向き(2つの文化の調整)になっていたように思います。合併しなかった他市では、職員がもっと自在に市民の中に入ってきて、それがまた職員のレベルを高めています。ぜひ、進めて欲しいと思います。	今後も、さらに職員の育成に取り組むつつ、協働によるまちづくりの推進に努めてまいります。
42 「み1-2-2」に、政策形成段階で「市民意見を的確に取り入れるために」審議会などの市民公募枠の確保、パブコメなどが挙げられているが、行政の方針にそった都合よい意見だけを取り入れるのではなく、政策形成段階から市民が参画する必要がある。そのためには、政策形成過程の情報公開を進め、透明性を確保することが必須である。	情報公開の視点につきましては、「み3-1 開かれた市政の推進」の中で、「公文書の開示や行政資料の提供を行うなどの積極的な情報公開を進める」として記述しております。
43 現在の「市民参加条例」では、確かに、審議会への市民公募枠の確保、パブコメ、市民説明会、市民ワークショップが行われていますが、行政が用意したものに、意見を言うにとどまっています。より市民目線を活かした市民参加の手法を検討、実験して欲しいと思います。	これまで西東京市では「西東京市市民参加条例」を制定し、市民参加によるまちづくりを積極的に推進してきましたが、今後さらに幅広くより多くの市民参加が得られ、効果的に市民意見を取り入れられる仕組みを検討したいと考えております。第2次基本構想・基本計画の策定においては、シンポジウム開催に当たり、試行的に3,000人を無作為抽出し、募集案内を送る取組なども実施したところです。今後は、ご意見にもありますとおり、近隣自治体などで実施している事例なども参考としながら、市民にまちづくりに関心を持っていただける工夫と併せて、手法の検討を進めてまいります。
44 「み2-2 国際化の推進」について、国際化とは「国家が相互に結びつきを強め、互いの経済、文化に影響を与え合うこと」と言われており、国家と国家の関係であるため、地方自治体が使うのは適当ではないように思う。多文化共生の意味は「複数の民族と文化を互いに認め合い、共生すること」であり、この項は「多文化共生の推進」の方が良いと考える。	み2-2の施策につきましては、異文化交流、多文化共生、外国人市民への支援とともに、教育分野における取組もあります。そのため多文化共生の言葉の範囲を超え、もう少し広い範囲で考えております。したがって国際的視野をもつことやその視点に立つて行動する意味も含め「国際化」として表現しております。
45 「外国人がより快適な生活が送れるよう行政サービスの充実に努める」とあるが、西東京市では日本人より、外国人の生活が優先されるのか。外国人に対する福祉や行政の補助は自国の政府や領事館がするものです。	日本人より外国人の生活が優先されるとの内容の記述はございません。外国籍市民が抱える課題について、その解決のための必要なサポートに取り組む内容を記述しております。また、市内に住所を有する外国人は、日本人と同様に行政サービスを等しく受ける権利を有しています。また、市内に住む外国人と良好な関係を築き、お互いを理解し合うことは住民自治の観点からも必要なことと考えておりますので、多文化共生社会の形成を進めます。
46 「外国人がより快適な生活が送れるよう行政サービスの充実に努める」とあるが西東京市では日本人より、外国人の快適な生活が優先されるのか。これは日本の自治体として異常だと思えます。外国人に対する福祉や行政の補助は自国の政府や領事館に責任があるのです。	日本人より外国人の生活が優先されるとの内容の記述はございません。外国籍市民が抱える課題について、その解決のための必要なサポートに取り組む内容を記述しております。また、市内に住む外国人と良好な関係を築き、お互いを理解し合うことは住民自治の観点からも必要なことと考えておりますので、多文化共生社会の形成を進めます。
47 「多文化共生を目指す」について、どれほどの有権者が望んでいるのか。国民の大半は望んでないし、関心もないと思う。これを望んでいるのは、日本に住みたい“外国人”だけです。外国人は、西東京市の主権者ではありません。日本の自治体なら主権者たる「国民」の希望を聞いて、まず日本と日本人の利益のために仕事を下さい。	日本人より外国人の生活が優先されるとの内容の記述はございません。外国籍市民が抱える課題について、その解決のための必要なサポートに取り組む内容を記述しております。また、市内に住む外国人と良好な関係を築き、お互いを理解し合うことは住民自治の観点からも必要なことと考えておりますので、多文化共生社会の形成を進めます。
48 「多文化共生」を目指すことに大反対です。欧州など多文化共生を推進した国では、国民と移民との間の軋轢が原因の暴動、暴行、傷害、殺人、略奪、器物破損などの事件が多発しています。日本に在留する外国人の大半である中国人と韓国人とは、様々な外交問題がある中で、この問題を先に片付けずに、どうして仲良く共生など出来るのか。	日本人より外国人の生活が優先されるとの内容の記述はございません。外国籍市民が抱える課題について、その解決のための必要なサポートに取り組む内容を記述しております。また、市内に住む外国人と良好な関係を築き、お互いを理解し合うことは住民自治の観点からも必要なことと考えておりますので、多文化共生社会の形成を進めます。
49 「多文化共生」に市の予算を使うことに反対です。理由は、市民の安全を考慮すれば「スパイ防止法」の制定を先にすべきだからです。現在日本には、敵対国家による留学生、研修生、旅行者、就労者などの名目で送り込まれる破壊工作員、諜報員、プロパガンダ工作員、拉致誘拐犯などのスパイ活動を未然に取り締まる法律がないのです。西東京市の「市民の安全」とは、外国人からの脅威は全く考えてないのか。	日本人より外国人の生活が優先されるとの内容の記述はございません。外国籍市民が抱える課題について、その解決のための必要なサポートに取り組む内容を記述しております。また、市内に住む外国人と良好な関係を築き、お互いを理解し合うことは住民自治の観点からも必要なことと考えておりますので、多文化共生社会の形成を進めます。
50 「多文化共生を目指す」について、その結果、外国人が増えた団地で、外国人によってエレベーター内に小便、階段に大便をされたら「多文化共生を目指す」ことに賛成した責任者が、税金ではなくポケットマネーで綺麗に掃除してくれるのですか？ 外国人に注意しても日本語が分からない振りをするか、食って掛かってきます。外国人居住者が増えた埼玉県川口市の団地で実際に起きている事件ですよ。	日本人より外国人の生活が優先されるとの内容の記述はございません。外国籍市民が抱える課題について、その解決のための必要なサポートに取り組む内容を記述しております。また、市内に住む外国人と良好な関係を築き、お互いを理解し合うことは住民自治の観点からも必要なことと考えておりますので、多文化共生社会の形成を進めます。
51 全国で多文化共生の強制が推進されていますが、特に近隣諸国とうまく行っていない現状を思うと、そこまでは必要がないと思います。そろそろ行政は日本人差別をやめて下さい。	日本人より外国人の生活が優先されるとの内容の記述はございません。外国籍市民が抱える課題について、その解決のための必要なサポートに取り組む内容を記述しております。また、市内に住む外国人と良好な関係を築き、お互いを理解し合うことは住民自治の観点からも必要なことと考えておりますので、多文化共生社会の形成を進めます。

意見概要	市の検討結果
52 外国人が増えると犯罪発生率が高くなるので、多文化共生なんか望んでいません。多文化共生より日本文化の教育に力を入れて下さい。	外国籍市民が増えることと犯罪発生率が高くなることは直接的な関係はないものと認識しております。「み2-2-1 多文化共生社会の形成を進めます」に述べていますが、外国籍市民が抱える課題が複雑化・多様化している中で、外国籍市民が阻害感を持たないような取組を進めることは必要と考えております。
53 計画を進めるに当たり、納税による社会保証を受ける権利と日本人固有の権利を明確化してほしい。	基本構想・基本計画は「納税による社会保証を受ける権利と日本人固有の権利」を明確化するものではないと考えます。また、地方自治法第10条、住民の意義においても既に規定されております。
54 日本国内において、海外ほどの差別や人権問題は起こっていないと思います。実際に問題があるのなら、事実を数字でまとめて資料として添付して下さい。	市内においても家庭内暴力やいじめ、虐待などは近年増加傾向となっております。今後、各施策の現状と課題の中に図や表などを使用して実情が分かるような「市のデータ」をお示しする予定です。
55 日本は世界的に見ても、男女がその性差を尊重され、大切にされている素晴らしい国であるのに、「男女が不平等な社会」であるかのような誤解を与える「男女平等推進センター」と言う名称は、不要な男女のいがみ合い、男女の対立を煽っているようなもので、施設の名称として相応しくない。「男女平等推進センター」は「市民ホール」とでも名前を変え「男女仲良く」の方針に変えた方が良いと思う。	「男女平等」という言葉が男女の対立を煽っているのご意見ですが、「男女平等」という言葉自体は国の政策においても一般的に使われているものであり、男女の対立を煽るものではないと認識しています。したがって、「男女平等推進センター」と言う名称を変更する必要性もないと考えます。
56 日本は法律的に男女で権利上の差別はありません。法律で差別のないものを、それ以上に平等とはどういう意味の平等なんでしょうか、それに「男女平等推進センター」と言う名称は、日本は「男女が不平等な社会」であるかのような誤解を与え、不要な男女のいがみ合い、男女の対立を煽っているようなもので、公共の施設の名称として相応しくない。	
57 男女平等という点において唯一すべきことがあるとしたら、電車の「女性専用車両」の名称を変えることです。「女性専用車両」は決して女性専用ではありません。西東京市としては、このような名称は即刻廃止し「思いやり車両」などに名称を変更し、性別を問わず身体的弱者のための車両と周知するよう鉄道会社に要求してほしい。	様々な社会的背景を踏まえ、鉄道会社において輸送サービスの一環として導入され、一定の効果があるものと認識しております。ご意見にあります要求については、現時点で市として行う考えはありません。
58 「み2-3 男女平等参画の推進」の課題に向けた視点について、もっと具体的な視点をいれてはどうか。市政においても・・・項にクォーター制を導入し、参画の促進をするなどとしてはどうか。	これまで男女平等参画社会の実現をめざし男女平等センター「パリテ」において積極的な支援を行ってきました。引き続き、相談業務の充実が必要と考えております。課題解決に向けた視点では、事業などの具体的な内容は記述しておりませんが、今後主要事業を検討する中で示してまいります。また、市政におけるクォーター制の導入については、ご意見として参考とさせていただきます。
59 「み3-1-1 広報広聴の充実に務めます」とあるように、この度の中間のまとめを、概要でも、特集号で知らせたことは評価できる。今後も大多数の近代化できにくい、高齢社会・一般の市民に心をおいて、わかり安い、広報の一層の充実に続けて欲しい。	いただいたご意見にも留意しつつ、今後も広報活動に努めてまいります。
60 公文書や行政資料の情報公開の推進は当然であるが、審議会や委員会メンバー選考に関する情報公開も進め、開かれた市政とすべきである。	審議会や委員会メンバーの選考は、各審議会などの選考要領に基づいて適切に行われております。今後も開かれた市政運営を心がけ、積極的な情報公開に努めてまいります。
61 公共施設予約サービスのサイトの利用時間について、24時間予約可能にして欲しい。	現行の運用は、システムのメンテナンス時間やWeb利用できない方などが市内公共施設に配置しているロビー端末機を利用する場合との整合を図る必要性などの理由により、サイトの利用時間を9時～24時としています。今後、Web予約の利便性の向上に向けた運用方法を検討する中で、ご意見も参考とさせていただきます。
62 市役所と議会を集約した組織で、ISO9001・品質マネジメントシステム(お客様は市民)を認証取得することを勧める。	以前に都内においてISO9001の認証取得を行った自治体もありましたが、現時点では認証を維持するための費用負担や審査機関による定期的な審査・認証の更新にかかる職員負担などを考慮し、培ったノウハウを活かす形で独自システムを運用していると認識しており、結果として、現在都内でISO9001認証取得している自治体はありません。
63 組織(市役所、議会)を運営するマネジメントシステムを民間企業から学ぶべきである。	西東京市では、ISO9001に替わる品質マネジメントシステムとして、行政評価制度に基づくPDCAサイクルの実施をしておりますので、現時点において認証取得は考えておりません。また、限られた行政資源の中で、社会動向や環境の変化に柔軟に対応するためには、施策の「選択」と「集中」が必要と考えております。ご意見も参考にして、今後の行政経営を進めてまいります。

意見概要	市の検討結果
64 み3-2「市職員の能力向上」が挙げられているが、行政サービスの向上には、まず実際に現場で市民とかかわる業務を行う職員(公民館職員、学童クラブ指導員等)の能力向上を図ってもらいたい。正職員化を含めた検討、嘱託職員化による人材の流出、経験不足によるスキル低下はすでに明らかになっており、早急な対策が求められる十分な能力を身に付け、発揮するためには、安定雇用、身分保障が不可欠。長期的な視点で仕組みを再構築することが必要である。	「み3-2-2 地方分権時代に対応した政策立案機能の向上と市職員の育成を進めます」の中では、実際に現場で市民と関わる業務を行う職員の能力向上も含めて考えており、経験不足によるスキル低下等への対応も含め人材育成に努めてまいります。安定雇用、身分保障及び長期的な視点で仕組みを再構築することにつきましては、ご意見として承らせていただきます。
65 市民にとって密接な公民館・図書館の職員問題についての欠落が多いことを指摘しておく。	公民館・図書館を含め、市の職員の能力向上という観点から、「み3-2-2 地域分権時代に対応した政策立案能力の向上と市職員の育成を進めます」において、市職員に対する職員研修や人材育成に努めることとしておりますが、ご指摘を踏まえ、新たに職員の各分野における専門性の向上を図るための取り組みの視点について追記いたしました。
基本計画(各論)に関するもの「創造性の育つまちづくり」	
66 公共施設の適正配置については児童館等各施設の空白地帯が無いように配慮を。	公共施設の適正配置等に関する基本計画では、児童館数は多摩地域では最多、配置密度も最大、対象年齢人口(18歳未満)あたりの面積も最高水準となっており、将来的には概ね中学校区に1箇所程度の配置とすることを検討しています。他の施設につきましても計画に基づきつつ、市民意見も踏まえて、検討を進めていきます。
67 創2「現状と課題」で施設と事業を挙げているが、ソフト面の評価がない。実際に施設・事業を運営し、市民の活動を支える職員(公民館職員、図書館司書等)を評価すべきである。	公民館職員、図書館司書等も含め、人事考課制度の運用において評価を実施しております。
68 第1次計画の「子どもの権利が尊重され、いきいきと生活できるように取り組みます」が削除されているが、子どもの権利についての施策が前進するより後退しているように見える中で、削除する理由が分からない。市民参加のワークショップでも「子どもの権利条例の制定」の意見が出ていたと記憶しています。創1-1-1に「子どもの権利」の文言を入れるべきである。	子どもが健やかに育つ環境づくりを推進する立場から、いじめや体罰、児童虐待などの子どもの人権侵害の防止については、第2次計画においてもその視点を明示しており、引き続き取り組むべき課題であると認識しています。ただし、「子どもの権利に関する条例」については、現段階において賛否様々な意見があるため、国際条約である「児童の権利に関する条約」の普及啓発を行う中で、「子どもの権利」に関する理解や条例策定の必要性について、今後、議論を深める必要があると考えています。
69 子どもの参画を推進するのなら、子どもの権利の尊重についても明記してほしい。	
70 第1次計画では「子どもの権利が尊重され、生き生きと生活できるよう取り組みます」とされ、「子どもの権利に関する条例」の実質案まで策定されていたにも関わらず、第2次計画では「子どもの権利」という言葉自体が消えている説明会では市の担当者から「子どもの権利に関する考え方が変わったわけではない」という説明がありましたが、そうであればなおさら、計画の中に「子どもの権利」という文言を復活させてください。	
71 西東京市では、子育て支援のプランとして「わいわいプラン」を掲げ、そのなかで、「子どもの権利に関する条例」づくりを行なうとし、条例は案まで作成されましたが、その後、条例制定には至っていない。今回の計画では「子どもの参画の推進」をうたっているが、居場所づくりや支援体制の充実とともに、国際条約である「子どもの権利条約」の存在を生かし、「西東京市子どもの権利に関する条例」の制定を進めることが必要である。	
72 第1次基本構想にあった「子どもの権利」という表記が、第2期からなくなったが、その点について説明会では、「内容的には広く捕らえるという事で、無くなくなったから子どもの権利を尊重しないわけではない」との説明があった。であれば、単純明確に子どもの権利という言葉が第2期でも表記いただきたいと希望します。	
73 創1-1「現状と課題」で挙げられている、核家族化の「進行」や共働き世代の「増加」は本当に市内で起きているのか疑問である。また、「子どもたちが地域の一員として参加していく」のではなく、地域の方が「子どもを地域の一員として受け入れる」という方向で検討すべきである。	世帯の家族類型別一般世帯数(国勢調査を基にした東京都の統計)において、西東京市では平成17年と平成22年を比較すると、世帯総数で2,060世帯の増加となっており、平成13年からでは4,979世帯の増加となっております。また、受け入れる地域の側としては、当然に子どもたちを地域の一員として受け入れる環境を整えることが重要と考えております。

意見概要	市の検討結果
74 創1-1-2「家族だけで子どもたちを見守ることがむずかくなっ」たのではなく、もともと家族だけで子どもたちの育ちを見守っていたわけではない。学校・家庭・地域が連携して見守ることは大切である。しかし一方で、子どもの育ちと居場所を守るという視点を忘れないようにしないと、却って子どもの逃げ場をなくすことになってしまうおそれがある。	もともと学校・家庭・地域が連携した見守りを行っていたことは否定しておりません。そのことに加えて社会環境などの変化により、家族だけでは子どもたちを見守ることがむずかしくなっているという状況を述べております。なお、「創1-1-2 家庭と学校・地域の連携による子どもの育ちを支援します」では「子どもたちが自ら考えて行動し、成長していく環境の整備」に取り組むこととしており、子どもたちの成長を見守り、居場所の確保を進めていきます。
75 創1-1-3「相談できる体制」の「体制」が何を意味するのか分からない。	個々の状況(悩みや問題)に柔軟に対応できる、市における相談窓口の体制や内部の部署の連携、場合によっては関係機関等との連携も含めた体制のことを指しています。
76 創1-2「現状と課題」で、「待機児童数は200人弱」とあるが、いまだに足りないのは待機児200人がニーズとして把握されていないのではないか。把握されているとしたら、内訳や0-2歳児の定員の変化などは分析されているのか。	「創1-2 子育て支援の拡充」の「現状と課題」にも述べているとおり、これまでも安心して子育てできる環境づくりに積極的に取り組んできているところですが、ここ数年待機児童数はほぼ横ばいとなっているのが現状です。「将来的に子どもは減るはずだという「一般論」をあてにして、時間稼ぎをしている」とのご指摘ですが、文中にもありますとおり、待機児童対策については、将来人口を見据えつつ、財源の確保や需要にみあう供給の確保に努め、課題の解決に取り組めます。
77 創1-2-1「将来人口を勘案しつつ」と言いながら、実際には将来の税収を増やすような具体的な取り組みが何もなされていない。若い人材が定住し、子どもを育て、コミュニティを作っていくことをもっと積極的に支援すべきである。これから家庭を持ち、子どもを育てる世代が、西東京市に住みたい、住み続けたいと感じさせる施策を積極的に実施すべきである。	待機児童対策については、将来人口を勘案しつつ対応策を進める必要があると考えており、今後も需要と供給のバランスを見ながら取り組みます。税収確保に関しては、「産業の振興と地域経済の活性化」において記述しておりますが、具体的な内容については、今後、実施計画を検討する中で示していきたいと考えております。また、「将来人口を勘案」することは、子育て支援や児童福祉に関する施策を制限する口実とは考えておらず、財政計画をたてる上でも重要と考えます。子育てしやすい環境づくりや子育て支援団体などの活動支援の取組を通して、子どもを育てる世代が西東京市に住み続けたいと感じられるような取組を進めたいと考えております。
78 創1-2-2 なぜ「子育て家庭と地域とのつながりが希薄」になったのかの分析がない。そのため、施策と課題設定との関連がわからない。	平成24年に実施した市民意識調査では、地域活動(自治会、PTA、趣味やスポーツ・子育てサークル、グループなど)への参加意識は低く、その理由としては「時間がない、関心がない」が半数以上となっています。また、「負担が大きい、わずらわしい」が20%以上となっており、心理的かつ環境的な面からも地域とのつながりを持つことが難しい現状があります。こうしたことから子育て家庭の孤立化といった現象がみられ、育児不安を増大させる要因の1つと考えられています。そこで、身近で気軽に仲間入りできて、共通の話題で話したり相談したりすることのできる子育てサークルなどへ参加することは、孤立化や子育て不安などを軽減する有効な手立てとなると考えております。一方で、そのようなところに参加できない子育て世帯もつなげることでできるよう、工夫して取り組みます。
79 子育てグループや地域との連携に参加していない、参加出来ない、子育て世帯ともつながる様な工夫を。	今後保育園、学童クラブの需要の把握に努めてまいります。
80 保育園、学童クラブの隠れ需要の把握をしてほしい。	今後保育園、学童クラブの需要の把握に努めてまいります。
81 創1-3「学校施設の開放」と「学校教育の充実」は何の関係もない。「学校教育の充実」に関する具体的な施策を提示してもらいたい。また、教育内容の「多様化」とは何が明らかでなく、「国際化」、「ITの普及」との関係も分からない。	「学校施設の開放」につきましては、現状として施設開放していることから、そのことの課題について現状と課題の中で記述しているところですので、教育内容の充実についての関係性を述べているものではありません。また、「創1-3-1 学校教育環境の向上を図ります」で述べていますように、多様化とは、小学校での英語授業やインターネットを使った学習などを新たな取組を指しており、国際化やITの普及などに伴ったものと認識しております。
82 創1-3-1「学校教育環境」の話が、もっぱらカリキュラムと施設の話になっている。教育環境では教員の質/数などソフト面のむしろ大きな問題である。公開授業や研究指定校制度は、教育の質を高める目的で実施される建前であるが、結局は教員が子どもたちに寄り添う時間を奪い、学ぶ子どもたちの教育環境を損なう危険性も指摘されており、どのような「教育環境」を目指しているのかを含め、説明してもらいたい。	公開授業や研究指定校制度の積極的な活用により教育力を向上させることは、教員の質の向上につながるものと考えております。また、ご意見にありますように教員が子どもたちに寄り添うことは大切なことと認識しておりますので、寄り添う時間の確保に努めてまいりたいと考えております。

意見概要	市の検討結果
83 「創1-3-1 学校教育環境の向上を図ります」項目の計画的な建て替えについて、住吉小学校が「東京都建築安全条例に抵触しており学校周辺道路の幅員が確保されていないため建て替えが不可能となっている」ことを関係保護者等に告知せずに小規模四校(住吉小・泉小・保谷小・本町小)の統廃合計画を進めているのは非常に大きな問題であり、適切な情報提供の必要性を強く感じる。	ご指摘いただいたことも踏まえ、関係部署に伝えるとともに、適切な情報提供に努めます。
84 「創1-3-1 学校教育環境の向上を図ります」項目の市内小・中学校の施設の多くが更新時期を迎えることについて、跡地の売却による財政の貢献は重要であるが、必ずしも市の思惑通りの時期や金額で売却できるとは限らない。売却計画のいかんによって建て替えに大きく影響が及ぶことのないような万全な資金計画をたてることを求める。	ご意見も踏まえ、今後の参考とさせていただきます。
85 創1-3-2 特別支援教育についてはもっと拡充してほしい。「市全体」という言葉が単なる数合わせの口実に使われないよう、地域コミュニティと一体となった運営ができるよう、すべての小学校で受け入れが可能となるようなランドデザインが必要。潤沢な専門家の配置が望まれる。	創1-3-2特別支援教育については、視点の説明の中で「学校への専門家の派遣や指導及び支援を充実させるための計画策定を市全体で進める」としておりますが、「市全体」との表現は「地域」や「地域コミュニティ」などを指すものではなく、市内学校及び市教育委員会のことを指した言葉として使っておりますので、誤解が生じないように、内容の見直しを行いました。また、特別な支援が必要な児童や生徒への学校教育以外の支援につきましては、「笑」の分野などでの対応と考えております。
86 創1-3-3 スタッフの専門性向上はもちろん、必要なスタッフの数が十分でなければ、結局子どもたちに手が届かず、逆にスタッフ自身も疲弊する。十分な身分保障と配置、スタッフ同士の横のつながりの確保が必要。	教育相談につきましては、これまでも増員による体制の充実を図ってきたところです。今後も市の財政状況なども踏まえた上で、東京都とも連携し、子どもや保護者にとって身近で安心できる相談機能の充実に向けてまいります。
87 創1-3-4 地域の方々による「見守り」は、子どもを持つ親にとっては大変ありがたく、また、地域とのつながりを持つきっかけになるものと考え。登下校/校外活動だけではなく、カリキュラムそのものについて地域の参加、協力を求めていることも検討されてよいと考え。	ご意見のカリキュラムについては、教育指導の範囲であり、学習指導要領に基づいて作成するものです。なお、これまでも取り組んでおりますが、今後も開かれた学校づくりを進める中で、保護者や地域の方にもご協力をいただき学習(授業)の充実を図ってまいりたいと考えております。
88 「創1-3-4 学校・家庭・地域の連携を支援します」について、学校・家庭・地域が連携していくことは非常に重要であるが、学校選択制の利用により過度の学校選択制利用者の多い地域では、その連携を維持することが難しくなっている。登下校の見守り活動は学区域を中心に考えられており、整合性を図るのが難しい地域があると感じる。	ご意見も踏まえ、今後の学校選択制の運用における参考とさせていただきます。
89 学校選択制度については、デメリットの検証がなされていないまま施行から10年が経過している。杉並区は制度施行10年を区切り第三者機関をいれて検証を行った。(検証により2016年度より学校選択制度廃止と決定。)西東京市においても第三者機関をいれた検証をおこない、市民が納得できる手法で改善を図るべき時であると考え。	
90 「創1-3-1 学校教育の向上を図ります」の11行目から「また、市内小中学校の適正規模適正配置～」と書かれていますが、これではこの案件がとても小さな案件であるように捉えられてしまうのではないのでしょうか。もっと大きな枠で主たる案件として記載するべきだと思います。	学校施設適正規模・適正配置につきましては「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき実施しており、また「公共施設の適正配置等に関する基本計画」において学校施設も含め市内施設全体を取り上げたものとなっております。現行計画(後期計画)策定時においては、そのような計画や方針が策定されていなかったため、事業群の一つとした経緯がございます。第2次総合計画においても取組は進めますが、詳細な個別計画が存在しておりますので、その中で検討することと考えております。また、不安を受ける児童・保護者の方への対応につきましては、説明会の開催や情報提供などの手段を通じて、ご理解を得るための取組を丁寧に行なってまいりたいと考えております。
91 第1次計画の中で「創2-3-2 学校施設の計画的な整備を進めます」という事業群があったものが、第2次計画においては事業群からはずれ、「創1-3-1 学校教育環境の向上を図ります」の中の一項目となっている。『教育内容の向上』と『学校の建て替えなどを含む適正規模・適正配置』を同じ「創1-3-1」でくくることについての説明が不足しており、学校施設適正規模・適正配置によって不安を少なからず引き受ける児童・保護者がいることを見据えた視点が足りないと感じる。	
92 開かれた学校づくりを進めるのであれば子どもの安全を第一に考えてください。また不審者情報等の情報は迅速第一で伝わる様にしてほしい。	開かれた学校を推進する中で、地域との連携をより一層深め、児童・生徒の登下校時の見守り活動を充実してまいります。また、一斉メール配信サービスの拡大を通して不審者情報をはじめとする情報を迅速に提供してまいります。

意見概要	市の検討結果
93 「創1-3-5 家庭の教育力の向上に努めます」は行政が何をするのか、良くわかりません。	平成18年に施行された改正教育基本法において「家庭教育」という条項が盛り込まれ、家庭教育の支援についての国や地方公共団体の役割が明記されました。このことに基づき、現行の教育基本計画(H21～H25)において施策の推進を図ってきたところですが、確かな学力を習得するためには、その基盤となる基本的な生活習慣や社会性を身につけることが必要であり、そのための家庭の教育力の向上が重要と考えております。市といたしましては、様々な機会を活用して、家庭への情報提供に努めてまいりたいと考えます。
94 学校教育の充実欄に、家庭教育力の向上があるのは何故なのか。	
95 創1-3-5 学力の向上についての提案はこれ一つなのに、内容が家庭の教育力に頼るというのは構想として理解できない。いったいどのような「家庭」を想定しているのか、また、学校教育での学力向上についての施策を明らかにする必要がある。	知・徳・体のバランスのとれた確かな学力を習得するためには、その基盤となる基本的な生活習慣や社会性を身につけることが必要です。そのため、家庭の教育力を向上することが重要であり、学校との連携を一層深めることが大切であると考えております。また、施策内容が分かり易くなるよう記述を修正しました。
96 創2-1-1 生涯学習に関する市民への働きかけはとても大切だが、誰がそれを担うのかについても具体的なイメージを示す必要がある。	生涯学習活動に関する講座や活動内容の紹介などの情報発信やさまざまなスキルを持つ市民や団体の交流の場づくりについては、主に市の役割と考えており、これらのしくみやネットワークづくりなどの支援を行うことにより、市民の自主的な生涯学習活動が促進されるものと考えております。
97 行政主導で西東京市に「ブックカフェ」を数カ所作ってもらえると、生涯学習と地域コミュニティの両方が推進出来ると思う。	「創2-2-2 市民ニーズに対応した図書館環境の充実を進めます」の中の市民がそれぞれのニーズにあわせて利用できるよう、サービスの質及び利用環境の向上を図るという視点に含まれると考えております。具体的な事業内容については、個別計画や実施計画において検討していくこととなりますが、ご提案いただいたブックカフェにつきましても、これらの課題解決に向けた視点に基づく具体的な事業の一つのアイデアとして参考にさせていただき、より効果的な事業を検討してまいります。
98 本の管理について、例えば市民が持ち寄ったものを、図書館の司書などが管理して、古本屋のようにはどうか。図書館との差別化も図れるし、趣味の交流にも繋がると思う。また、カフェの形態だと、気兼ねなく利用者同士が会話出来る。	「創2-2-2 市民ニーズに対応した図書館環境の充実を進めます」の中の市民がそれぞれのニーズにあわせて利用できるよう、サービスの質及び利用環境の向上を図るという視点に含まれると考えております。具体的な事業内容については、個別計画や実施計画において検討していくこととなりますが、ご提案いただいたブックカフェにつきましても、これらの課題解決に向けた視点に基づく具体的な事業の一つのアイデアとして参考にさせていただき、より効果的な事業を検討してまいります。
99 公民館・地区会館等の市民が無料で集い、様々な活動ができる拠点は、統廃合や有料化はすべきではない。	公民館の運営面では、利用者1人あたりのコストが施設貸出しのみを行う市民交流施設の約3倍となっている状況から(平成22年実績)、当面、全庁的な観点から幅広く運営コスト削減に向けた調査・検討を進めるとともに、受益者負担についても、他市の状況等も勘案しながら適正なあり方について検討を進める必要があると考えます。
100 創2-2-1 公民館は、積極的な情報発信だけでなく、多様な市民を受け入れる場、緩やかな集まりの場、「交流」に当たるかどうか分からない緩やかな集まりの場となってもらいたい。ニーズという場合には、ロビーでカードゲームをしているような小学生、中学生の声も丁寧に救い上げる必要がある。また、公民館の活動は職員の能力によって大きく左右される。優秀な公民館職員を確保・育成する施策が必要である。	「創2-2-1 幅広い市民層を対象とした学習機会を提供します」に述べていますように、公民館は、「学びの場」「情報発信の場」「情報交換の場」など多様な場と考えており、「緩やかな集まりの場」という意味合いも含まれると考えております。また、公民館職員を含めた市職員の人材の育成については、「み3-2-2 地方分権時代に対応した政策立案機能の向上と市職員の育成を進めます」の中に記述しております。
101 生涯学習の充実は大事なことだが、今の案では公民館も他の文化施設も同じように描かれている。公民館はほかの施設とは違い社会教育施設であり、個人が学習する場であると同時に地域課題解決のために核となる施設である。公民館が単なる学習の場ではないことを、ぜひ明記していただきたい。	「創2-2-1 幅広い市民層を対象とした学習機会を提供します」の中で、公民館が学びを提供する場であるとともに、自主的な活動を支援する場と位置づけており、単に学習の場ではないことを記述しております。
102 地域に、市民になくってはならないのが、公民館、図書館である。まして、公民館は教育機関であり、いつでも、だれでも、どこでも平等に使えるためには、先ずは無料の原則である。ここを西東京市はしっかり堅持してこそ、生涯学習環境の充実を実現できるのである。	公民館の運営面では、利用者1人あたりのコストが施設貸出しのみを行う市民交流施設の約3倍となっている状況から(平成22年実績)、当面、全庁的な観点から幅広く運営コスト削減に向けた調査・検討を進めるとともに、受益者負担についても、他市の状況等も勘案しながら適正なあり方について検討を進める必要があると考えます。なお、図書館につきましては、図書館法において、無料とすることが規定されております。

意見概要	市の検討結果
103 創2-2「現状と課題」は、ハコモノとイベントだけが記載されているが、実際にサービスを行う公民館職員、図書館司書などの人材の確保・育成などソフト面の記載がない。実際にはソフト面の充実が肝心であり、この点についても計画に記載すべきと考える。	公民館職員や図書館司書を含め、市の職員の人材育成(能力向上)という観点から、「み3-2-2 地域分権時代に対応した政策立案能力の向上と市職員の育成を進めます」において、市職員に対する職員研修や人材育成に努めることとしておりますが、ご指摘を踏まえ、新たに職員の各分野における専門性の向上を図るための取り組みの視点についての内容を追記いたしました。
104 創2-2-2 図書館の施設／設備の充実がありがたいが、図書館司書等ソフト面の充実が伴わなければ、利用者は十分なメリットが受けられないと考える。ソフト面の充実についても具体的に計画に盛り込むべきである。	
105 公民館はいま、職員は正規と非正規職員で頑張っている。それぞれ正・非の区別なくらいに研修もしていると聞いている。公民館は教育機関であり、職員には専門性が求められている。場の確保と専門性を持つ職員が要となつてこそ、はじめて充実した教育機関といえる。職員の数の問題はあったが、質の問題については言及がない。	
106 創2-3「環境整備が課題」といながら、「環境整備」や「環境」がどのようなもの指すのか記載がないので、具体的に説明してもらいたい。	「創2-3-1 スポーツ環境の整備・充実とスポーツ・レクリエーション活動の支援・活性化を図ります」の中で市民ニーズにあった生涯スポーツの環境づくりとしており、する・みる・ささえるスポーツという考えを基に、既存施設の改修、スポーツ推進委員の活用・育成、スポーツにふれる機会やコンテンツの提供などを総合的にとらえ「環境」としてしています。
107 創2-4「文化財に親しめる環境を整える」とあるが、そのためには文化財を残す人(メンテする人)、説明する人等が必要となるが、計画では結局ボランティアとの協力しか言及されていない。人材をどのように育成し、潤沢なスタッフをどのように確保するか、具体的に計画に盛り込むべきである。	基本計画においては、具体的な人材育成・確保の方法までは記述しておりませんが、この分野の個別計画である、平成24年3月に策定した「西東京市文化芸術振興計画」では基本方針3として「伝統文化等の継承」を掲げ、施策1では、文化財の保存・継承として、様々な文化財を保存し次世代へ継承するために維持・管理を行うとしております。市としては、ボランティアの活用も有効な取組と考えておりますが、必要な人材の育成につきましても検討をしていきます。
108 創2-4-1 市内の文化芸術活動を支えている団体が、市内の施設を利用するときには、当然無償、または市外の団体に比べ低い費用で利用できることが保障されるべきである。	合併に伴う財政的な支援措置の段階的な縮小、高齢化のさらなる進展に伴う福祉関連経費の増加など、厳しい財政状況が見込まれる中で、現在の施設配置状況のまま維持管コストを負担し続けるとともに、老朽化等に対応する改修・更新コストも捻出していくことは、市財政にとって極めて大きな負担であることから、施設利用者の受益者負担について、市民意見や他市の状況等も勘案しながら検討を進める必要があると考えております。
109 公共施設の適正化について、一番多くの市民とかかわる公共施設の適正配置だからこそ、市民と話し合うという姿勢が求められているのである。単に美文を並べただけでは市民を説得することはできない。	公共施設の適正化については「公共施設の適正配置等に関する基本計画」に基づき検討を進めておりますが、今後も市民の皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めてまいります。
基本計画(各論)に関するもの「笑顔で暮らすまちづくり」	
110 笑1-1 以前、小学校区を単位とした地域福祉の仕組みとして「小域福祉圏」の構想が提示されたが、小学校が統廃合される場合には、「小域福祉圏」の扱いはどのようなものか。市としてどのような地域モデルを構築しようと想定しているのか、断片的な情報だけで、全体像が全く分からない。また、高齢者や障害者を支えるとはあるが、周囲の支援を必要とする子育て世代についても含めるべきと考える。	小域福祉圏については、西東京市の地域福祉計画及び高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第5期)に示し、小学校通学区区域内(20区域)の取組として、「ふれあいのまちづくり」活動や地域福祉推進員の育成・配置等に取り組んでおり、今後、小学校の統廃合の検討状況を踏まえ、小域福祉圏の扱いについても検討が必要と考えております。 子育て世代の支援については、「創1-2 子育て支援の拡充」の中で、子育てしやすい環境づくりに取り組むことや子育てグループや子育て支援団体との連携により、子育て世代の地域との結びつきを支えることを記述しております。
111 笑1-1-1 警察、消防もネットワークに参加してもらえばいいか。	警察や消防と地域とのかかわりについては、「安2-1-1 防災基盤の整備を進めます」や「安2-2-1 市民と連携して防犯体制の強化を図ります」の中で、防災や防犯の面において地域や行政、その他関係者等との連携を図ることを記述しております。
112 笑1-1-2 特定の施設と特定の目的を紐づけることで、それに合致しない「利用者」を排除することになるおそれがある。ルールを盾に柔軟な運用が損なわれ、結果的に居場所をなくす利用者が出ることは本末転倒である。	「笑1-1-2 地域の特性を活かしたコミュニケーションの場の創出に努めます」では、特定の施設を明記してはならず、だれでも気軽に集えて、世代を超えた交流できる場づくりを進めるとして、地域の利用者の実情にあわせて検討をすることとしております。

意見概要	市の検討結果
113 笑1-1-3 「補いきれない」は「まかないきれない」の誤りと考える。行政が果たすべき役割であることを軽視されては困る。担い手の負担が人口流出を招き、さらに参加者が減るという悪循環にならないよう、地域の魅力が感じられるような情報発信と実践が必要である。	「笑1-1-3 地域福祉を支える人材育成を進めます」につきましては、地域福祉を進めるには地域と市、社会福祉協議会などの関係機関や団体などが相互に連携して取り組むものと考えており、文中の「多様化する福祉ニーズに応えるためには、行政だけでは「補いきれない」状況が生じている」という状況を踏まえた上で、今後、これらを支える人材の育成が必要と認識しております。
114 笑1-2-1 高齢化したから孤立化したのではなく、もともと世代間のつながりが薄いところが高齢化に伴って目立つようになるのではないかと。他人の手を借りようになる前に、世代間交流を増やすべきでは。それを抜きに「互助」を呼びかけても、支える方の意識が上がらないのではないかと。	「高齢化したために孤立化している」とは考えておりませんが、誤解が生じないように内容の記述を修正しました。また、ご指摘のとおり、「孤立化」については、世代間のつながりが薄いことが背景の1つと考えられますので、「み1-1-1 地域コミュニティ強化の取組を進めます」において、地域コミュニティにおける人と人とのつながりの希薄化を課題として挙げ、世代間交流の促進に取り組むこととしております。
115 笑1-2 年寄りには動かないが若者は動くので、一方的奉仕になる可能性が高い。これを克服して若者の参加・定着を求めるためにどのような意識付けが必要かを検討する必要がある。世代的な広がりのある支えあいを織り込み、高齢者の孤立化が生じないようなライフスタイルを提案すべきでないかと。	「笑1-2-1 地域で高齢者を支える互助のしくみづくりを推進します」の中で記述しておりますが、地域における高齢者の見守りを自助・共助・公助の考え方を基本に高齢者の孤立化が生じないよう取り組んでまいります。
116 笑1-2-2 高齢者にいつまでも元気にいてもらうためには、「介護がいらぬ」という消極的な評価ではなく、高齢者が主体となって、若い、若い世代を支える仕組みを作るべき。それが孤立化の防止にもつながると考える。	いただいたご意見の趣旨につきましては、「笑1-1-2 地域の特性を活かしたコミュニケーションの場の創出に努めます」の中の「世代を超えた交流の場づくりの取組を行う」という視点に含まれているものと考えております。
117 笑1-2-3 介護の主体が家族であるところを見直す必要があるのではないかと。	介護の主体は、介護の度合いやその方の環境等によっても異なるものと考えますが、「笑1-2-3 認知症高齢者とその家族への支援の充実を図ります」では、主体が家族であるとはしておらず、家族が介護を負担に感じたり、介護者となった場合に孤立感を感じることをないよう、支援の取組を進めるとしてしておりますので、見直す必要はないと考えます。
118 生活保護政策についての記述が、第2次計画では「生活の安定と自立のための～」と変更されている。「適正な運営」「自立の促進」という名目のもとに安易な生活保護費の引き下げや保護申請の受理引き締めが行われ、生活保護制度を必要としている人々の生活保障が脅かされることのないよう、計画上で担保してほしい。	「笑1-4-1 生活の安定と自立のための幅広い支援を行います」については、第1次計画に生活保護受給者に対するさらなる支援体制の充実や孤立化防止に関する加えたものであり、生活保護制度を必要としている人々の生活保障を脅かすものではありません。ご意見に留意しつつ、第2次計画におきましても、生活保護制度を必要としている人々の生活の安定と自立のために生活保護制度の適正な運営に努めてまいります。
基本計画(各論)に関するもの「環境にやさしいまちづくり」	
119 西東京市は都心から近いのにとっても緑が多くまだ自然も沢山残っているのでも西東京市の財産を大切に維持し、次世代の子ども達が受け継いでいけるように環境を整えてほしい。	本市は都心に近く比較的多くのみどりが残っています。貴重なみどりを次世代に伝えていくため、基本計画においても「環1-1みどりの保全・活用」「環1-2みどりの空間の創出」などの施策により、みどりの保全に努め、環境にやさしいまちづくりを進めていきます。
120 環境の分野で使っている「みどり」の概念は、非常に曖昧であり、生き物のうちの植物だけに焦点をあて、その他の動物に関する記述がない。「みどりの保全と創出」をより広い概念である「生物多様性の保全と持続可能な利用」とし、ピートープネットワークの構築の文言も入れてほしい。	「みどり」という言葉はご指摘のとおり植物を指しますが、「環2-1-1 市民、事業者、行政の環境を大切に意識づくりに努めます」の「環境」という言葉には幅広く「自然」という意味合いも含めた表現として考えております。また、ピートープネットワークの構築などの具体的な取組については、参考とさせていただきます。
121 環2-3について、現在実施されている放射能モニタリング調査が含まれていない。	放射能モニタリング調査(空間放射線量)につきましては、「環2-3-1 大気汚染などの公害の防止に取り組めます」の中の「放射性物質やPM2.5などの広域的な問題への対応」に含めて考えております。
122 西東京市内でもマイクロホットスポットは存在しており、放射性物質の汚染に対する施策を立ててほしい。	放射性物質の汚染への対応については「環2-3-1 大気汚染などの公害の防止に取り組めます」の課題解決に向けた視点の中で、東京都、近隣自治体などと連携して対応していくことについて記述しております。
123 大気汚染については、下保谷一般局のSPM高濃度問題やPM2.5問題、調布保谷線による公害問題がある。特に、こまどり保育園は騒音問題も含め、深刻な事態に見舞われるおそれがある。「国や都と連携して対応する」といっても、ただ調査するだけでは積極的な取組とはいえない。被害を防止するための取組の視点が必要。	「環2-3-1 大気汚染などの公害の防止に取り組めます」の中の「放射性物質やPM2.5などの広域的な問題への対策」については、市域を越えた広域的な取組が必要であり、調査だけではなく被害防止のための対策についても国や都と連携して対応するという趣旨で記述しております。

	意見概要	市の検討結果
124	福島第一原発事故のように、放射性物質での汚染が生じた場合を想定した施策を立ててほしい。	汚染が生じた場合は、国や都と連携した対応をとることと想定しており、「環2-3-1 大気汚染などの公害の防止に取り組みます」の中の「放射性物質やPM2.5などの広域的な問題への対策」の中に含めております。
基本計画(各論)に関するもの「安全で快適に暮らすまちづくり」		
125	西東京3・4・9号線都道は、一部買収が進み住宅地に穴が開き、快適な都市空間が出現している。都道を作らず空間で残し、その空間を子供とお年寄りの花壇や遊び場にすれば交流の場になり、防災にも役立つと思う。	市民意識調査結果(平成24年9月)では、円滑な車両交通のための幹線・生活道路の整備についての満足度は低く、重要度は高いという結果が出ており、「安1-2-1 体系的な道路網の整備を進めます」の中に「幹線道路などの整備により、利便性の向上や通過交通の抑制、防災性の向上を進める」ことを記述しております。ご指摘の都市計画道路につきましても、同様の趣旨から整備が必要と考えます。
126	50年かけても、由緒ある青梅街道や所沢街道、府中道等の歩道を拡幅してほしい。拡幅できたところに花壇や椅子を置けばコミュニティの場になると思う。	歩道の広幅員化については「安1-2-1 体系的な道路網の整備を進めます」の中で、幹線道路の整備や歩車道の分離や踏切道拡幅、歩道の広幅員化などに努めることとしております。
127	幹線道路整備より、現道の改修を優先すべきである。都市計画道路の整備率が低いのは、不要な計画道路が含まれているため、分母が大きいため整備率が低くなっているのである。計画全体の見直しが必要。	市民意識調査結果(平成24年9月)では、円滑な車両交通のための幹線・生活道路の整備についての満足度は低く、重要度は高いという結果が出ており、「安1-2-1 体系的な道路網の整備を進めます」の中に「幹線道路などの整備により、利便性の向上や通過交通の抑制、防災性の向上を進める」ことを記述しております。ご指摘の現道の改修についても、「狭い生活道路の計画的な整備」について記述しております。
128	「公園」は、みどりの保全・創出としての機能を重視して各項に記述されているが、同時に、地域コミュニティの拠点、子どもたちの居場所、高齢者の憩いの場所、災害時の避難場所等としても重要な位置を占める。「公園」を公共の重要資産(社会資本)と位置付け、その機能、活用を広範囲に記述すること。	「公園」の機能としては「環1-2 みどりの空間の創出」の中で、市民の憩いの場であると同時に災害時の拠点として位置付けております。また、「み1-1-1 地域コミュニティ強化の取組を進めます」において、地域コミュニティの活動を促進するために施設や環境の充実を図るとしており、公園もこの「施設」中で含めて考えております。
129	東大農場の売却予定地10万坪は、防災拠点と子供たちの環境学習の場に「都民緑地」として東京都に買い上げてもらいたい。住宅やマンションが林立するわが市では、特に必要ではないか。	東大生態調和農学機構(旧東大農場)については、現在も大地震などの発生に伴う延焼火災やその他の危険から、避難者の生命を保護するために広域避難場所に指定しており、また、「環1-1-1 みどりを保全・活用するしくみを形成します」の中では、大学や市民と連携しながら保全・活用に努めることとしております。ご提案のありました売却予定地の売却先につきましては、地権者である東京大学の判断により決定されるものと考えております。
130	都市計画道路の整備は、車優先社会の残滓であり、街の分断やコミュニティの破壊を促進するため、市民参加で、抜本的に見直し作業をすべきと考える。	「安1-2-1 体系的な道路網の整備を進めます」で記載しているとおり、道路交通環境の充実、整備により、通過交通の抑制、防災性の向上を図ることができると考えており、また市民ワークショップや市民意識調査などでは道路の必要性についての多くのご意見も頂いているところです。ただし、ご指摘いただいたご意見については、今後のまちづくりの検討の際の参考とさせていただきます。
131	①小学校単位に空き教室や放課後に時間を使い健康づくりの拠点として使う。②地域住民の相談に乗ったり、健康づくりの教室やサークル、地域の無農薬野菜の販売や重層化した健康づくりの拠点にする。③小学校に緊急食として玄米と豆味噌の2つを備蓄し、3か月か半年ごとに給食に使って入れ替えて行けばよい。④日本に大災害が起きて3分の1ぐらいつぶれてしまっても、自立拠点が各地<小学校単位>にあれば、日本はきつと再生できる。	現時点で小学校の空き教室はほとんど無いため、利用は難しいと考えますが、高齢者の孤立化対策や世代間交流の促進などの取組、健康づくりの推進は重要と考えております。緊急物資の充実についてのご意見も合わせ、今後の検討の際の参考とさせていただきます。
132	「安2-1 災害に強いまちづくり」は、安全・安心のまちづくりという市民のニーズも高いのでこの部分を充実させる事で、市の魅力のアップにつながると思う。	いただいたご意見に留意しながら、「安2-1 災害に強いまちづくり」の施策を進めてまいります。
133	「安2-1-1 防災基盤の整備」で防火水槽・消火栓・防災行政無線などの充実とありますが、コミュニティFMやケーブルTVの活用も必要だと思う。	本市は、エフエム西東京やジェイコムと「災害時における災害情報等の放送に関する協定」を結び、災害発生時には、市が災害情報等の放送を要請することができる仕組みを整えておりますが、多様化する情報通信技術を想定し、「安2-3-1 危機に備えた総合的な危機管理体制の強化を図ります」の中で、「新しい効果的な情報提供手段についても調査・研究を進めます」として記述しております。

意見概要	市の検討結果
134 防災基盤の整備を進めるのであれば、地域の避難所となる学校との連携を十分にするような工夫をしてほしい。子育て世帯は勿論のこと他の世帯にも、西東京市立学校災害時対応マニュアルを周知してほしい。	「安2-1-2 災害時の協力体制の確保に努めます」に記述しておりますが、災害時には、地域、関係機関、行政が連携して取り組むこととしております。ご指摘いただいた西東京市立学校災害時対応マニュアルについては、ホームページでも周知しておりますが、今後も効果的な周知方法について検討してまいります。
135 危機管理体制の整備は一人一人の命にかかわる重大かつ緊急の課題であり、行政無線放送は住民に対する情報の提供手段であるため、現状での問題を早急に調査し、改善して欲しい。	「安2-1-1 防災基盤の整備を進めます」の中で、防災・減災には、地域防災体制が重要であることを明記したうえで、防火水槽・消火栓、防災行政無線などの充実についても記述しております。なお、防災行政無線については既に調査を実施しており、今年度改修工事を行うこととしております。
136 J-ALERTの信号をFM西東京に流し、FM西東京からも緊急地震速報などを放送出来るようにするのが良いかと思う。	エフエム西東京と西東京市では、「災害時における災害情報等の放送に関する協定」を結び、災害発生時には、市が災害情報等の放送を要請することができる仕組みを整えておりますが、多様化する情報通信技術を想定し、「安2-3-1 危機に備えた総合的な危機管理体制の強化を図ります」の中で、「新しい効果的な情報提供手段についても調査・研究を進めます」としておりますので、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
137 「安2-3-1」で総合的な危機管理体制とありますが、市外にいる市民(都心で働いている、郊外へ出掛けているなど)への情報提供が必要である。FM西東京を活用して欲しい。インターネット放送を使えば、どこでもパソコン、スマートフォンなどで聞く事が出来る。	「安2-3-1」で総合的な危機管理体制とありますが、市外にいる市民(都心で働いている、郊外へ出掛けているなど)への情報提供が必要である。FM西東京を活用して欲しい。インターネット放送を使えば、どこでもパソコン、スマートフォンなどで聞く事が出来る。
基本計画(各論)に関するもの「活力と魅力あるまちづくり」	
138 現在は駅前では空き店舗はありません。それより、商店街としてのハード面を推進してほしい。保谷駅前が開発が終了しても日本一危険な商店街は変わらない。	市内にある5駅の周辺や沿道型の商店街には、少なからず空き店舗は存在しており、「活1-1-3 多様な商工業の振興を進めます」の中で商工業の振興のための視点を記述しております。また、駅周辺の整備については、「安1-1-3 駅周辺や各地域の特性に応じた特色あるまちづくりを進めます」の中で、安全で快適な都市整備を進める旨を記述しております。
139 帰宅困難者、市内に残している家族への心配などを解決していくためには、市内に魅力のある仕事を作り出す事が重要。そうすれば、都心まで通わなくても家族の近くで働く事が出来るようになる。安心して住める街の項目のひとつとして地元での働く場というのを考えられたら良いと思う。	地域で働くことを希望される方を含めた就業希望者に対する支援については、「活1-1-4 地域労働環境の向上に努めます」の中で市民の就業機会の提供として記述しておりますが、今後も関係機関と連携して支援に取り組んでまいります。
140 西東京創業支援・経営革新相談センターは本当に必要なのか。1年に何件の創業の為に予算を付けるのか。創業支援センターが無くて商工会がその役割はできる。廃止すべきだと思う。	大規模工場の撤退や縮小、関連事業所の減少があるなかで、市内の産業振興を進めていくためには起業・創業しやすいしくみづくりが必要です。西東京創業支援・経営革新相談センターは、西東京商工会が市の補助を受け運営しており、今後も西東京商工会などを中心とした起業、創業のための支援を行ってまいります。
141 活1-2-1 起業、創業について、西東京市の人口推計では計画年度内の平成35年は生産人口が減少し、老年人口が増加となっており、リタイアした市民が地域で活動できる政策が必要。	働きたい高齢者への起業、創業などを含む就労支援については、「笑2-2-1 高齢者の社会参加や就労への支援を推進します」の中の視점에記述しており、引き続き支援に取り組んでまいります。
142 市民が必要としているサービスを市民自らが作っていくための起業しやすい条件整備や産業界と市民との連携が必要であり、空き店舗の活用などを計画の中に入れることを提案する。	「活1-1」の「現状と課題」の中で、空き店舗の活用などによる商店街の振興の必要性について記述しております。
143 地域資源の活用のうち、東大生態調和農学機構についてはもっと幅広い記述が必要。「東大農場・演習林、いこいの森公園一帯を、市内で唯一残された自然度の高い貴重な地域として位置付け、保全する」と記述すること。	市内における貴重な地域資源である東大生態調和農学機構(旧東大農場)については、「環1-1-1 みどりを保全・活用するしくみを形成します」の中で大学や市民と連携しながら保全・活用に努めることを記述しております。
144 東大生態調和農学機構の活用に、「東大の持つ歴史、文化、知的財産(研究実績等)等あらゆる資源を活用し、東大生態調和農学機構、市民、行政の三者が、『農と食』に関する教育・研究等に関する協働事業に取り組む」という表現も加えること。	東大生態調和農学機構(旧東大農場)の活用につきましては、「環1-1-1 みどりを保全・活用するしくみを形成します」の中で「市民がまとまったみどりに親しめるよう、大学と市民と連携しながら保全・活用するとしております。また、「活2-1-1 西東京市にある地域資源の利活用の検討を進めます」においても市民との交流や食と農に関連する事業の実施を検討してまいります。
145 まちの魅力とアピールという観点から、すでにある価値をもっと生かす方法として、例えば、下野谷遺跡と密接不可分の石神井川の再生などを加えていくことが必要ではないか。	石神井川については、「活2-1-2 水とみどりに親しみ、まち歩きを楽しめる環境整備を進めます」の中で、「東伏見公園や石神井川の一体的な整備による新たな水とみどりの景観や既存の公園などの親水機能を活用したまちづくりを進めます」として記述しています。
146 市内唯一の第1級河川である石神井川の位置づけが欠落している。管理は都であるにしても、水と緑を結びつけて、再生すべき資源と考える。そのために常時水が流れるような再生の取組を加えてほしい。	石神井川については、「活2-1-2 水とみどりに親しみ、まち歩きを楽しめる環境整備を進めます」の中で、「東伏見公園や石神井川の一体的な整備による新たな水とみどりの景観や既存の公園などの親水機能を活用したまちづくりを進めます」として記述しています。

意見概要	市の検討結果
その他・全体に関すること等	
147 市と市民が繋がりがあって安心・安全で子育てしやすい(子育てを楽しみながら生活できる)町の「西東京市」と言われるような町になって欲しい。	第2次基本構想の「5. まちづくりの課題」において、「地域コミュニティの再構築」、「少子高齢化への対応と協働によるまちづくり」、「都市基盤整備と防災・防犯対策の推進」を今後の政策的な課題として掲げており、そのような課題認識を前提に、施策を検討し実施していきます。
148 資料が少し冗長ではないでしょうか。概要版を作って本計画の参照ページを記載してほしい。また、概要版では西東京市特有の事項について特に重点的に抜き出す形で作成してほしい。	計画の概要版については、計画書を作成する際に併せて作成いたします。また、その時に広報西東京(市報)においても特集号の形で掲載する予定です。いただいたご意見につきましては、概要版作成の参考とさせていただきます。
149 抽象的な表現が多く、具体的にどのような施策なのか文面からは理解することができない。基本の構想・計画段階で可能な具体的な表現にしてほしい。	基本構想・基本計画の段階では、施策としての方向性は示しておりますが、各課で策定する多くの個別の計画が各審議会において検討中であるため、各施策の方向に基づく主要事業や財政フレーム等の検討は今後の調整となります。検討を進める中で分かり易い表現となるよう工夫してまいります。
150 今回の基本計画においても、個別計画の存在について、現在の後期基本計画に記述してある程度の説明があれば基本計画の位置付けや全体像が把握しやすくなると思います。	個別計画との関係については、基本計画「1. 計画の位置づけ」において、基本計画が「各行政分野における個別計画の整合性を図るための指針となるもの」と記述しております。また、基本計画各論の中において関係する個別計画を施策ごとに示すとともに全体的な体系図もお示しする予定です。
151 総じて具体案がないので、この計画案が実施案になった際にどれくらい実現されるのか分からない。市民に対して、出来る事と我慢してもらうことをきちんと説明するべき。	具体案(事業)については、今後作成する実施計画において記述いたします。どのくらい実現できたのかということにつきましては、各施策の成果指標をもとに行政評価制度などにおいて評価する仕組みを想定しております。また、財政状況を踏まえた行革の取組については、総合計画に併せて今後策定する行財政改革大綱において示してまいります。
152 この計画をどのように実現させていくか、その具体的政策が肝心である。市民参加条例に基づき、多くの市民の市への愛情と英知を引き出し、市民の納得いく政策を期待する。	基本構想・基本計画に示された基本的な政策に沿って、様々な個別計画を策定していきますが、市民参加条例に基づき、市民の皆様のご意見を踏まえた計画作りを進めてまいります。
153 スタート(現状)からゴール(将来像に実現)までを明確にし、市民にどのようなテーマがどのような進捗かを経過報告を市報等で報告することにより、市民と市政が一体となったまちづくりへと発展していくものと思う。	今後、将来像の実現に向けて施策ごとに主な成果指標を掲載し、進捗状況や達成度を示す中で経過や状況などを分かり易く報告していきたいと考えております。現在の第1次総合計画では行政評価制度を活用して各施策の達成度などの公表しております。
154 基本計画には、成果目標が示され、毎年、達成状況が測定されると、説明会で聞いたが、これらの達成状況は、公表されているのか。また、現在の基本計画の達成状況が施策毎に対比公表されると、今回の基本計画の策定や理解に役立つと思います。	
155 さまざまな施策が必要になるとは思うが、市民も行政も具体的な数値目標がないとピンとこないのでは、数値目標を設定すべきである。	
156 計画の進捗・達成度を検出できるように計画には計量できる目標を織込まなければならない。	
157 全市民が第1次の総括や進捗度などを併せて見れるようにしないと、各項目を判断するのは難しい。その部分について、開示方法などを明示してほしい。	第1次総合計画に掲げている施策の進捗度や達成度については、これまでも施策評価を隔年実施する中で、行ってきました。その結果については既に報告書としてホームページなどで公表しております。第1次計画10年間のこれまでの財政状況につきましては、財政フレームを検討する中で、お示したいと考えております。
158 新たな長期計画を策定するのであれば、1次計画の達成度などを示し、今後10年間は、達成されなかった理由が解消するので、こうなる(あるいは、さらに環境が悪化するのではこうなる)といった総括が必要だと思うが、この計画を見ると、そのことが判断できない。「中間のまとめ」が「本文」になるところには、そうした総括が載るのでしょうか。	

意見概要	市の検討結果
159 今回の基本計画には、現在の後期基本計画のような具体化・体系化がされていない。2次総合計画は、1次総合計画の理念を継承しており、実施計画は3年間を計画期間として継続性を担保しています。その点を考慮すると、今回の基本計画でもある程度の具体化・体系化は可能かと思えます。	基本構想・基本計画の段階では、施策としての方向性は示しておりますが、各課で策定する多くの個別の計画が各審議会において検討中であるため、各施策の方向に基づく主要事業の検討は、計画書として最終的に策定する段階で掲載することとなります。
160 「実行計画」は「予算」との兼ね合いで、どれだけ実施できるかのお金のことのみ書かれており、市民にとって、何を「選択」し、何を「削った」のかが読み取れません。「実行計画」を策定した折にも、財政がこのように厳しいので、この3年間は、これを削りますなどと示し、パブコメできるようにしてほしい。	実施計画(計画期間:3カ年)は、基本計画で定める施策の方向性を財政的な観点も踏まえて策定する必要があるため、翌年度の予算編成作業と連動して行い、市議会の予算審議を通して議論されることで、市としての合意形成が図られるものと考えます。実施計画の策定に当たっては、市民意識調査での市民ニーズの状況や行政評価での施策・事務事業の効果等を踏まえ、選択と集中による施策の重点化を図っていきます。
161 計画実現のための資源(予算)を配分する「実施計画の策定」過程は、市民の利害関係の調整もあり、市民生活に一番大きく影響すると思われる。このため、市民の計画への参画意欲を高めるために、実施計画策定の際の「選択と集中による施策の重点化」の過程で市民の声を直接反映する方法についての記述する必要がある。	
162 市長は、「第2次総合計画と第4次行財政改革大綱の両輪で、西東京市のこれからの10年のまちづくりの基本を定める」と説明しているが、基本構想レベルで、両者の関連が示されると、両輪の意味づけがより具体的に分かると思う。	総合計画と行財政改革の両輪で、今後のまちづくりを進めることについて、基本計画総論部分に、両者の関連性が分かるように今後内容の見直しを行います。
163 夢を語ると同時に、基本構想では「まちづくりの課題」、基本計画では「計画を推進するための5つの要点」について、もう少し市民に分かりやすい説明を付加していただきたいと思えます。	今後、基本計画における財政フレームの検討を進める中で、財政状況の説明と併せて、夢(計画)と現実(行革)の部分の基本計画の両輪である点について、分かり易いものとなるよう内容の見直しを行います。
164 基本構想と基本計画は財政の裏付けがない、即ち具体的な道筋が見えない、ある意味では「絵に描いた餅」という位置付けと理解してよろしいでしょうか？	総合計画は、基本構想－基本計画－実施計画という3層構造であり、実施計画は予算と紐付いています。基本構想・基本計画は直接的には財政的な裏付けはありませんが、実施計画を通して間接的には財政的な裏付けをもつこととなります。
165 「みんなでつくるまちづくり」「助け合い・支えあいのまちづくり」の実現のためにも、市の財政状況の厳しい現実を、一般市民にもハッキリとわかるように説明することが必要である。是非、今回の基本計画でも、財政状況の厳しい現実(財政白書からの抜粋でも)を提示していただきたいと思えます。	今後、基本計画における財政フレームを記述する際に、これまでの財政状況(大枠の流れ)や市の財政状況等の記述も追記いたします。
166 『合併の歩み』に、これまでの財政のことは書かれてあるが、市民がそこまで読み込むのは難しいので、この冊子にそうした大枠の流れも書いてほしい。	
167 今までの市民の意見をどう生かし、修正できたのか、出来なかったのか明らかに市民に判るようにしてほしい。	これまでの市民参加の取組における主なご意見としましては、基本計画総論の「5.今後のまちづくりに関する意見」で記載しております。また、検討経過につきましては、市民、学識経験者で構成される審議会において議論し、それぞれのご意見を踏まえた上で計画案が策定されています。例示を挙げると「子どもたちが大人になってもこのまちで暮らしたいと思えるまちにする必要がある」とのご意見については、計画構想の部分の「理想のまち」の中で、「このまちに暮らすことが誇りとなり、その誇りが次世代に続くように「みんなの輝きを次世代につなぐ」という気持ちを大切に理想のまちをめざします」と記載し、計画全体の柱と位置付けております。また、「地域の中での子どもの居場所をつくる必要がある」とのご意見については、「創1-1-2」の中で、「子どもたちの居場所の確保や、世代を越えた交流機会の確保に引き続き取り組めます」として、施策の推進を考えております。
168 シンポジウムやワークショップ、説明会を開催してきたが、その内容がどのように計画に活かされたのか見えない。コンサルタント任せでまとめるのは、きれいに形は整うかもしれないが魂が入らないと思う。	
169 P.32-33で「市民参加で得られた主な意見」が紹介されているが、これらの内容が実際に構想・計画に反映されていない。例えば、「創造性の育つまちづくり」のテーマについて、「子どもたちが大人になってもこの町で暮らしたいと思えるまちにする必要がある」「地域の中での子どもの居場所をつくる必要がある」「学童クラブや児童館の子どもを見守るスタッフの体制充実を図る必要がある」「子育てを社会全体で担うビジョンの設定が必要である」という意見が出されているが、これらに具体的に応えるような計画は盛り込まれていない。貴重な市民の意見を尊重し、計画に反映すべきである。	

意見概要	市の検討結果
170 「みんなが輝き活躍」し、「多様な学びと文化・スポーツが息づき」、「創造性」が育つまちづくりを進めるためには、市庁舎をはじめとする公共施設に行きやすいことがまず、必要ではないか。両庁舎とも駐車場代がかかり、両庁舎間のシャトルバスにも昨年から市民は乗ることができない。今回の基本計画を推進するには、公共施設を市民が利用しやすくすることも必要である。	「み3-2-1 行財政改革の推進による健全な自治体経営を進めます」の中で公共施設の適正配置・有効活用の検討を進めることを記述しておりますが、検討に際しては、市民ニーズを把握するなど、利用しやすさの観点も踏まえながら、総合的に判断いたします。
171 市長に提出するまとめについて、なぜ提出する前に意見交換をする必要があったのか。むしろ、その間実施した、市民ワークショップなどなどの人々との意見交換こそ大事にして欲しかった。	市長と審議会の意見交換は、中間のまとめの前に市長の考え方を聞き、審議会で検討したいとの審議会からの要望により行ったところです。その後の審議会の中では、意見交換した内容について各委員に諮り、さらに検討を重ね、追加修正等を行い、計画案といたしました。
172 今後のぽっぽ活動は、市と連携し協働運営できればと願っている。平成27年度(想定)に実施される「子ども・子育て支援新制度」の小規模保育に条件が合えばこの制度が使用出来ないかと期待している。	子育て家庭の孤立化や育児不安が増大していく状況において、子育てしやすい環境づくりや、NPOなどの子育て支援団体の活動は、今後、ますます重要性を増していくものと考えており、連携やネットワーク化を推進していきます。
173 市民のパブリックコメントをどう検討し、なぜそれではいけないのか。市の考え方とどう違うのかをもう少し丁寧に説明して欲しい。	パブリックコメントにつきましては、できる限り丁寧な説明となるよう留意し、回答いたします。
174 パブリックコメントについての周知がされていないように思う。市報等にもっと目立つように掲載する等工夫が必要。また、説明会等へ子育て世帯も参加しやすい様な配慮してほしい。	今回のパブリックコメントや市民説明会については、市報、ホームページへの掲載や、市内公共施設での掲出によりお知らせしたところですが、記載方法の工夫や、保育対応についても今後検討し、より良いパブリックコメントや市民説明会となるよう努めてまいります。
175 市民説明会や、市民ワークショップは子連れで参加出来る保育付きのものを用意し、幅広い市民の意見を聞くようにしてほしい。説明会などは平日、土日、夜間などに実施し、幅広い市民が参加出来るよう配慮願いたい。	
176 今回のパブリックコメント募集や市民説明会の告知の方法については、市報の告知欄が小さいなど分かりにくい。また、子連れでの参加を前提としていない(保育がない)。市の掲示板などでのポスター告知など広く意見を募る姿勢を示して欲しい。	
177 説明会へ子連れで参加することに躊躇した。説明会での保育をお願いする。	